

地域主権改革一括法の施行に伴う条例の概要

1 法律制定の経緯

地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）及び地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）を踏まえ、第1次地域主権改革一括法及び第2次地域主権改革一括法が制定された。

【第1次及び第2次一括法の概要】

- ① 施設・公物管理の管理基準 ⇒ 廃止または条例へ委任
- ② 管理基準を条例に委任する場合の条例制定の基準を定める（詳細は、省令）。

【条例へ委任する場合の条例制定の基準（国において3類型に分類）】

当該基準に基づき、条例の制定・改正を行うもの

基準の区分	内 容	委任事項
従うべき基準	必ず適合させなければならない基準。 その基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることはできるものの、異なる内容の基準を定めることはできないもの	職員配置、居室等面積、人権に直結する運営基準（守秘義務等）など
標 準	通常よるべき基準。 合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容の基準を定めることができるもの	利用定員、施設規模に関する基準
参酌すべき基準	その基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容の基準を定めることができるもの	構造設備、非常災害対策、運営規定、衛生管理、緊急時の対応、苦情解決、管理者の責務 など

2 条例の概要

(1) 条例数 8条例（関係法律 3法律）

- ① 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ④ 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ⑤ 指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ⑥ 介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑦ 指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑧ 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(2) 検討の視点

ア 厚生労働省令で定める施設ごとに条例を制定する方向で検討

イ 国が定めた基準の区分ごとに次の視点で検討

- ① サービス利用者の利便性の向上
- ② サービス事業者の事業運営に与える影響
- ③ 施設基準に係るこれまでの県への意見等

【パブリックコメントの実施結果】（実施期間：平成24年5月30日～平成24年6月29日まで）

- ① 意見数 7件
- ② 主な意見 実務上の運営に関する意見（条例の対象ではないもの）
職員配置や居室面積など「従うべき基準」とされている基準に関する意見

(3) 独自基準を設ける条例 4 条例

ア 特別養護老人ホームの居室定員に係る独自基準

【該当する条例】

- ① 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② 指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例

【独自基準の内容】

居室の定員を原則 1 人としつつも、地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合には 4 人以下とするもの。

【独自基準を設ける理由】

特別養護老人ホームの居室の整備については、高齢者の尊厳の保持と自立を尊重したケアを実施するためのユニット型個室の整備を推進する一方で、低所得者の入所や待機者の状況等も考慮する必要があることから、ユニット型個室の整備を基本としつつも、知事が必要と認めた場合には、多床室の整備についても可能とする規定を設けたもの。

イ 東日本大震災復興特区法の規定に基づく特例措置に係る独自基準

【該当する条例】

- ① 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（※）
- ② 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ③ 指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（※）
- ④ 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
（※ ア及びイの条例数は、2 条例が重複するものであること。）

【独自基準の内容】

沿岸 12 市町村においては、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号。いわゆる「復興特区法」と呼ばれるもの）に基づく「岩手県の保健・医療・福祉復興推進計画」より、現在の国の基準に対する特例措置が講じられている。特区法が平成 29 年 3 月 31 日までの継続されることから、特区制度により指定を受けた事業者に対して、平成 29 年 3 月 31 日までの間、条例に定める基準 1（特養の医師の配置基準及び訪問リハビリテーション事業所の開設主体に関する規定）を適用しない旨の規定を附則において設けたもの。

【独自基準を設ける理由】

条例に委任された基準のうち、沿岸 12 市町村において、既に特区法により現在の国の基準に対する特例措置が講じられているものについて、条例においても同様の措置を講じる必要があること。

【特区法による特例措置に係る規定の内容】

- ① 病院や診療所との連携が確保され、入所者の健康管理等を適切に行うことができると知事が認める特別養護老人ホームは、医師の配置を要しないことができること。
- ② 病院や診療所との連携が確保され訪問リハビリテーションを適切に行うことができると知事が認める場合は、訪問リハビリテーション事業所の開設主体を、病院、診療所、介護老人保健施設に限定しないこと。

【備考】

介護老人保健施設に適用されている復興特区法による特例措置（医師の配置基準）については、これまでどおり復興特区法により措置されるものであること。

(4) 現在の国の基準を引き続き条例上の基準とする条例 4 条例

ア 「従うべき基準」については、従来厚生労働省令で定められていた基準を事業者にとってより厳しくすること（独自基準の設定）は可能とされているが、これまで適切に事業運営・サービス提供がなされている実態に鑑みれば、独自基準を設けることは事業者側に過大な負担を強いることとなること。

イ 「標準」については、これまでの基準が適正なサービスの提供、健全な事業運営の確保といった観点から妥当かつ合理的なものであり、これまでの基準を変更する合理的な理由がないこと。

ウ 「参酌すべき基準」については、サービス利用者及び提供者のニーズ等に鑑み、これまでの基準を変更する必要性が認められないこと。

【該当する条例】

- ① 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③ 介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ④ 指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

3 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行すること。

地域主権改革一括法の施行に伴う条例一覧(長寿社会課)

●印は独自基準

No	名称	法律名	対象施設	条例案の主な内容(項目)	条例制定の基準			担当課					
					従うべき基準	標準	参酌すべき基準						
1	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 【制定の趣旨】 老人福祉法第17条第1項の規定により、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めようとするもの。	老人福祉法	養護老人ホーム	1 基本方針			○	長寿社会課					
				2 構造設備の一般原則			○						
				3 設備の専用			○						
				4 職員の資格要件	○								
				5 職員の専従	○								
				6 運営規程			○						
				7 非常災害対策			○						
				8 記録の整備			○						
				9 規模		○							
				10 設備の基準			○						
				11 職員の配置の基準	○								
				12 居室の定員			○						
				13 入退所			○						
				14 処遇計画			○						
				15	処遇の方針 ①身体的拘束の禁止 ②身体的拘束を行った際の記録 ③上記①、②以外				○			○	
				16 食事の提供			○						
				17 生活相談等			○						
				18 居宅サービス等の利用			○						
				19 健康管理			○						
				20 施設長の職務			○						
				21 生活相談員の職務			○						
				22 勤務体制の確保等			○						
				23 衛生管理等			○						
				24 協力病院等			○						
				25 秘密保持等	○								
				26 苦情への対応			○						
27 地域との連携等			○										
28 事故発生の防止及び発生時の対応	○												
2	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 【制定の趣旨】 老人福祉法第17条第1項の規定により、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めようとするもの。 【独自基準】 (※1) 居室の定員は、1人とする。ただし、地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は4人以下とすることができる。 (※2) 沿岸12市町村において、病院、診療所若しくは老人保健施設又は他の介護老人福祉施設等との密接な連携を確保し、入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと知事が認めるものについては、医師の配置基準を適用しない。 (特区法による特例措置に係る規定)	老人福祉法	特別養護老人ホーム	1 基本方針			○	長寿社会課					
				2 構造設備の一般原則			○						
				3 設備の専用			○						
				4 職員の要件	○								
				5 職員の専従	○								
				6 運営規程			○						
				7 非常災害対策			○						
				8 記録の整備			○						
				9 設備の基準			●※1						
				10 施設に置くべき職員等	●※2								
				11 サービス提供困難時の対応			○						
				12 入退所			○						
				13 入所者の処遇に関する計画			○						
				14	処遇の方針 ①身体的拘束の禁止 ②身体的拘束を行った際の記録 ③上記①、②以外				○			○	
				15	介護 ①常時1人以上を介護に従事させること。 ②当該施設以外の職員による介護の禁止 ③上記①、②以外				○			○	
				16 社会生活上の便宜の提供等			○						
				17 機能訓練			○						
				18 健康管理			○						
				19 入所者の入院期間中の取扱い			○						
				20 施設長の職務			○						
				21 勤務体制の確保等			○						
				22 定員の遵守			○						
				23 衛生管理等			○						
24 協力病院等			○										
25 秘密保持等	○												
26 地域との連携等			○										
27 事故発生の防止及び発生時の対応	○												

No	名称	法律名	対象施設	条例案の主な内容(項目)	条例制定の基準			担当課
					従うべき基準	標準	参酌すべき基準	
3	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	社会福祉法	軽費老人ホーム	1 基本方針			○	長寿社会課
				2 構造設備等の一般原則			○	
				3 設備の専用			○	
				4 職員の要件	○			
				5 職員の専従	○			
				6 運営規程			○	
				7 非常災害対策			○	
				8 記録の整備			○	
				9 設備の基準 ①居室を置くこと ②居室の床面積 ③上記①、②以外	○ ○		○	
				10 職員の配置基準	○			
				11 入所申込者等に対する説明等 ①文書による契約の締結 ②入所者の権利を不当に制限するような契約解除条件の設定の禁止 ③上記①、②以外	○ ○		○	
				12 対象者			○	
				13 入退所			○	
				14 サービスの提供の記録			○	
				15 利用料の受領			○	
				16 サービス提供の方針 ①身体的拘束の禁止 ②身体的拘束を行った際の記録 ③上記①、②以外	○ ○		○	
				17 食事の提供			○	
				18 生活相談等			○	
				19 居宅サービス等の利用			○	
				20 健康の保持			○	
				21 施設長の職務			○	
				22 生活相談員の職務			○	
				23 勤務体制の確保等			○	
				24 定員の遵守			○	
				25 衛生管理等			○	
				26 協力医療機関等			○	
				27 掲示			○	
				28 秘密保持等	○			
				29 広告			○	
				30 苦情対応			○	
				31 地域との連携等			○	
				32 事故発生の防止及び発生時の対応	○			
4	指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例	介護保険法	指定居宅サービス	1 指定居宅サービス事業者の要件	○		○	長寿社会課
				2 指定居宅サービス事業の一般原則			○	
				3 基本方針			○	
				4 職員の配置基準	○			
				5 管理者	○			
				6 設備、備品等 内容及び手続の説明及び同意			●※1	
				7 ①サービス提供に関する、利用申込者又は家族からの同意。 ②①以外	○		○	
				8 サービス提供拒否の禁止	○			
				9 サービス提供困難時の対応			○	
				10 受給資格等の確認			○	
				11 要介護認定の申請に係る援助			○	
				12 心身の状況等の把握			○	
				13 居宅介護支援事業者等との連携			○	
				14 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助			○	
				15 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供			○	
				16 居宅サービス計画の変更の援助			○	
				17 身分を証する書類の携行			○	
				18 サービスの提供の記録			○	
				19 利用料等の受領			○	
				20 保険給付の請求のための証明書の交付			○	
				21 指定居宅サービスの基本取扱方針			○	
				22 指定居宅サービスの具体的取扱方針			○	
				23 指定居宅サービス計画の作成			○	
				24 同居家族に対するサービス提供の禁止	○			
				25 利用者に関する市町村への通知			○	
				26 緊急時等の対応			○	
				27 管理者及びサービス提供責任者の職務			○	
				28 運営規程			○	
				29 介護等の総合的な提供			○	
				30 勤務体制の確保等			○	

【制定の趣旨】
社会福祉法第65条第1項の規定により、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めようとするもの。

【制定の趣旨】
介護保険法第42条第1項第2号、第70条第2項第1号並びに第74条第1項及び第2項の規定により、指定居宅サービス事業者の要件並びに指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするもの。

【独自基準】
(※1)沿岸12市町村においては、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、医師の指示の下、指定訪問リハビリテーションを適切に行うことができると事が認められるものについて、開設主体を病院、診療所及び介護老人保健施設に限定しない。(特区法による特例措置に係る規定)

No	名称	法律名	対象施設	条例案の主な内容(項目)	条例制定の基準			担当課
					従うべき基準	標準	参酌すべき基準	
				31 衛生管理等			○	
				32 掲示			○	
				33 秘密保持等	○			
				34 広告			○	
				35 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止			○	
				36 苦情対応			○	
				37 地域との連携			○	
				38 事故発生時の対応	○			
				39 会計の区分			○	
				40 記録の整備			○	
5	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例	介護保険法	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1 指定介護老人福祉施設の要件			○	長寿社会課
				2 基本方針			○	
				3 職員の配置基準	●※2			
				4 設備の基準				
				①入所者一人当たりの床面積	○			
				②①以外			●※1	
				5 内容及び手続の説明及び同意				
				①サービス提供に関する、利用申込者又は家族からの同意。	○			
				②①以外			○	
				6 サービス提供拒否の禁止	○			
				7 サービス提供困難時の対応			○	
				8 受給資格等の確認			○	
				9 要介護認定の申請に係る援助			○	
				10 入退所			○	
				11 サービスの提供の記録			○	
				12 利用料等の受領			○	
				13 保険給付の請求のための証明書の交付			○	
				14 指定介護福祉施設サービスの取扱方針				
				①身体的拘束の禁止	○			
				②身体的拘束を行った際の記録	○			
				③上記①、②以外			○	
				15 施設サービス計画の作成				
				①常時1人以上を介護に従事させること。	○			
				②当該施設以外の職員による介護の禁止	○			
				③上記①、②以外			○	
				16 介護				
				①常時1人以上を介護に従事させること。	○			
				②当該施設以外の職員による介護の禁止	○			
				③上記①、②以外			○	
				17 食事の提供			○	
				18 相談及び援助			○	
				19 社会生活上の便宜の提供等			○	
				20 機能訓練			○	
				21 健康管理			○	
				22 入所者の入院期間中の取扱い	○			
				23 入所者に関する市町村への通知			○	
				24 管理者による管理	○			
				25 管理者の職務			○	
				26 計画担当介護支援専門員の職務			○	
				27 運営規程			○	
				28 勤務体制の確保等			○	
				29 非常災害対策			○	
				30 衛生管理等			○	
				31 協力病院等			○	
				32 掲示			○	
				33 秘密保持等	○			
				34 広告			○	
				35 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止			○	
				36 苦情対応			○	
				37 地域との連携等			○	
				38 事故発生の防止及び発生時の対応	○			
				39 会計の区分			○	
				40 記録の整備			○	

【制定の趣旨】

介護保険法第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定により、指定介護老人福祉施設の要件並びに指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めようとするもの。

【独自基準】

(※1)居室の定員は、1人とする。ただし、地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は4人以下とすることができる。

(※2)沿岸12市町村において、病院、診療所若しくは老人保健施設又は他の介護老人福祉施設等との密接な連携を確保し、入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと知事が認めるものについては、医師の配置基準を適用しない。
(特区法による特例措置に係る規定)

No	名称	法律名	対象施設	条例案の主な内容(項目)	条例制定の基準			担当課
					従うべき基準	標準	参酌すべき基準	
6	介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	介護保険法	介護老人保健施設	1 基本方針			○	長寿社会課
				2 職員の配置基準	○			
				3 施設及び設備の基準			○	
				4 構造設備の基準			○	
				5 内容及び手続の説明及び同意 ①サービス提供に関する、利用申込者又は家族からの同意。 ②①以外	○		○	
				6 サービス提供拒否の禁止	○			
				7 サービス提供困難時の対応			○	
				8 受給資格等の確認			○	
				9 要介護認定の申請に係る援助			○	
				10 入退所			○	
				11 サービスの提供の記録			○	
				12 利用料等の受領			○	
				13 保険給付の請求のための証明書の交付			○	
				14 介護保健施設サービスの取扱方針 ①身体的拘束の禁止 ②身体的拘束を行った際の記録 ③上記①、②以外	○ ○		○	
				15 施設サービス計画の作成			○	
				16 診療の方針	○			
				17 必要な医療の提供が困難な場合等の措置等			○	
				18 機能訓練			○	
				19 看護、医学的管理の下における介護 ①当該施設以外の職員による介護の禁止 ②上記①以外	○		○	
				20 食事の提供			○	
				21 相談及び援助			○	
				22 その他のサービスの提供			○	
				23 入所者に関する市町村への通知			○	
				24 管理者	○			
				25 管理者の職務			○	
				26 計画担当介護支援専門員の職務			○	
				27 運営規程			○	
				28 勤務体制の確保等			○	
				29 定員の遵守			○	
				30 非常災害対策			○	
				31 衛生管理等			○	
				32 協力病院			○	
				33 掲示			○	
				34 秘密保持等	○			
				35 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止			○	
				36 苦情対応			○	
				37 地域との連携等			○	
				38 事故発生の防止及び発生時の対応	○			
				39 会計の区分			○	
				40 記録の整備			○	
7	指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	介護保険法	指定介護療養型医療施設	1 基本方針			○	長寿社会課
				2 職員の配置基準	○			
				3 構造設備 ①入所者一人当たりの床面積 ②①以外	○		○	
				4 内容及び手続の説明及び同意 ①サービス提供に関する、利用申込者又は家族からの同意。 ②①以外	○		○	
				5 サービス提供拒否の禁止	○			
				6 サービス提供困難時の対応			○	
				7 受給資格等の確認			○	
				8 要介護認定の申請に係る援助			○	
				9 入退院			○	
				10 サービスの提供の記録			○	
				11 利用料等の受領			○	
				12 保険給付の請求のための証明書の交付			○	
				13 指定介護療養施設サービスの取扱方針 ①身体的拘束の禁止 ②身体的拘束を行った際の記録 ③上記①、②以外	○ ○		○	
				14 施設サービス計画の作成			○	
				15 診療の方針	○			
				16 機能訓練			○	
				17 看護、医学的管理の下における介護 ①当該施設以外の職員による介護の禁止 ②上記①以外	○		○	
				18 食事の提供			○	
				19 その他のサービスの提供			○	
				20 患者に関する市町村への通知			○	
				21 管理者	○			

No	名称	法律名	対象施設	条例案の主な内容(項目)	条例制定の基準			担当課
					従うべき基準	標準	参酌すべき基準	
				22 管理者の職務			○	
				23 運営規程			○	
				24 勤務体制の確保等			○	
				25 定員の遵守			○	
				26 非常災害対策			○	
				27 衛生管理等			○	
				28 掲示			○	
				29 秘密保持等	○			
				30 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止			○	
				31 苦情対応			○	
				32 地域との連携等			○	
				33 事故発生の防止及び発生時の対応	○			
				34 会計の区分			○	
				35 記録の整備			○	
8	指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	介護保険法	指定介護予防サービス	1 指定介護予防サービス事業者の要	○			長寿社会課
				2 指定介護予防サービスの事業の一般原則			○	
				3 基本方針			○	
				4 職員の配置基準	○			
				5 管理者	○			
				6 設備、備品等			●※1	
				内容及び手続の説明及び同意				
				① サービス提供に関する、利用申込者又は家族からの同意。	○			
				② ①以外			○	
				8 サービス提供拒否の禁止	○			
				9 サービス提供困難時の対応			○	
				10 受給資格等の確認			○	
				11 要支援認定の申請に係る援助			○	
				12 心身の状況等の把握			○	
				13 介護予防支援事業者等との連携			○	
				14 介護予防サービス費の支給を受けるための援助			○	
				15 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供			○	
				16 介護予防サービス計画の変更の援助			○	
				17 身分を証する書類の携行			○	
				18 サービスの提供の記録			○	
				19 利用料等の受領			○	
				20 保険給付の請求のための証明書の交付			○	
				21 同居家族に対するサービス提供の禁止	○			
				22 利用者に関する市町村への通知			○	
				23 緊急時等の対応			○	
				24 管理者及びサービス提供責任者の職務			○	
				25 運営規程			○	
				26 介護等の総合的な提供			○	
				27 勤務体制の確保等			○	
				28 衛生管理等			○	
				29 掲示			○	
				30 秘密保持等	○			
				31 広告			○	
				32 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止			○	
				33 苦情対応			○	
				34 地域との連携			○	
				35 事故発生時の対応	○			
				36 会計の区分			○	
				37 記録の整備			○	
				38 介護予防サービスの基本取扱方針			○	
				39 介護予防サービスの具体的取扱方針			○	
				40 介護予防サービス提供に当たっての留意点	○			

【制定の趣旨】
介護保険法第115条の2第2項第1号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者の要件並びに指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めようとするもの。

【独自基準】
(※1)沿岸12市町村においては、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、医師の指示の下、介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うことができると知事が認めるものについて、開設主体を病院、診療所及び介護老人保健施設に限定しない。(特区法による特例措置に係る規定)